

企業における不正への対応～初動のポイント・特に刑事対応～

代表弁護士 小野直樹



前回は、企業における不正への対応として、不正の種類、発覚のきっかけ、不正のリスク、調査方法、不正対応のポイントなどを取り上げました。

これに関連して、不正の初期対応の中でよくお聞きするテーマとして「**Q警察に告訴した方がよいのでしょうか？**」というものがあります。

今回は、続編として、このテーマを取り上げてみたいと思います。

I 刑事告訴の意味

刑事告訴のメリットとして、主に以下があります。

1 メリット

- (1) 対象者に対するプレッシャー（被害回復など）
- (2) 社内不祥事への会社対応を示し、信頼回復につながる
- (3) 再発防止の一環
- (4) 社会正義の一環

2 告訴のデメリットや実際

一方で、デメリットやハードルも少なくありません。

(1) 受理のハードル

まずは受理のハードルです。告訴状を準備する必要がありますが、告訴事実の特定として、いつ、どこで、だれが、何を、どういったことをしたのかを個別に明確にする必要があります。そして、主張するからには、相応の立証材料をそろえる必要があります。

仮に対象者の自認（自白）があったとしても、「犯人はわたしです。間違いありません」といったあいまいな内容が多く、結局、だれが何を、どこで、どのように行ったのか、あいまいなケースが少なくありません。

捜査機関としては、最終的に起訴することを念頭に準備を進める必要があります。実際は、一定程度までの特定・証拠収集がなされるまでは、告訴は「受理すらされない」ことが少なくありません。

特に業務上横領や背任事案などの経済事案の場合、企業内のことで、様々な弁解がされやすいこともあり、その弁解を論破していくには最終用途（そのお金を具体的に何に使ったのか、どこに残っているのか）の特定が重要となります。これは、対象者側の情報でもあり、容易には判明しなかったり、解明に時間がかかるケースが少なくありません。

(2) コスト

事案の調査、聞き取り、告訴状の準備に要する社内の人的コスト、社外的コスト（弁護士費用、デジタルフォレンジックの費用など）がかなりかかります。最終的には、対象者に損害賠償として請求しうるとしても、当面は会社の立替となりますし、対象者からの支払回収も決して容易ではありません。

(3) 告訴をきっかけとした対立の鮮明化

調査当初はある程度協力的な面を見せていたとしても、刑事告訴をきっかけに、対象者が「被疑者弁護」態勢を取り、代理人弁護士を立て、「自分はやっていない」、「あとは代理人を通じて」として、コンタクトを拒絶することもあります。告訴などの刑事手続のにおいを通じて、正式な・法的なディフェンスを試みるきっかけとなることがあります。

(4) 捜査機関との関係

告訴が受理されたとしても、起訴されるかは、捜査機関、最終的に検察官の判断による面が強く、その後、警察がいつ、どのような捜査をするかどうかを100%はコントロールできません。場合によっては、予期せぬ報道につながったり、会社や関係先の調査が広がり、社内外に動揺が広がるようなケースもあります。

「社内で刑事事件が起きている」といった噂が広まる影響は小さなものではございません。

(5) 不起訴等になった場合のリスク

捜査が進んだとしても、必ず立件され、有罪となるとは限りません。何かの事情で、不起訴や無罪判決などが出た場合に、逆に対象者からの「名誉棄損・業務妨害による損害賠償」といった対応につながりやすく、その場合收拾が困難となる可能性があります。

思ったより、デメリットやハードルが多いとも言えます。従いまして、調査や準備などは進めることが多いにせよ、いざ、告訴を行うに当たっては、刑事手続きを積極的に進める意義や目的がはっきりしていることが重要といえます。

企業における不正への対応～初動のポイント・特に刑事対応～

代表弁護士 小野直樹



3 元検事のコメント

ここで、当事務所所属の元検事（*名古屋地検特別捜査部長、東京地検特別公判部長、地検検事正などを歴任し、公証人を経て、当事務所に入所）のコメントを、以下、引用します。

警察への相談案件については、大きくは「緊急性の高い案件」と、「内部者の長期的な業務上横領等のような証拠等を確定して警察に相談する案件」とがあります。

「緊急性の高い案件」としては、暴力事案、脅迫・恐喝・威力業務妨害罪等事案、現行犯事案などが挙げられます。事案の内容にもよりますが、早急に警察に相談した方がよいといえます。これらの犯罪の場合、犯罪が明らかで証拠が明白な場合が多いので警察も早めに捜査してくれる場合が多いと思います。

他方、警察は事件として成り立ちそうにない事案、有罪が見込めないような事案等についてなかなか告訴を受け付けてくれませんので、「長期に及ぶ内部者による業務上横領・背任・詐欺・窃盗等事案」などは、事実関係を事前に徹底的に調査して証拠収集する必要があります。また、警察に告訴を受理してもらうためにも、明確で分かりやすい告訴状の作成が必要となります。

さらに、否認事件の場合、自白事件より告訴受理のハードルは高いといえます。自白を覆すだけの証拠を収集しないとなかなか告訴を受理してくれないといえます。

いずれにしても、弁護士に事前に相談した上で警察に相談したほうがよいといえます。

2 実際の対応

実際の対応のイメージを以下に引用します。

事象発生後の対応の在り方（特に初期対応）

調査－概要の見極め－関係者対応－再発防止策です。

初動では、①情報を拡散させず、守秘を徹底し、少人数で対応すること、②早期に概要を見立て、素早く対応することが重要です。

① 早期検討

不祥事が発覚した場合、初期段階での対応がその後の帰趨を決しかねません。不祥事発覚後の最初の数日・初動説明が勝負となります。

初期段階においては、2・3日で事象の骨格を把握し、リスク度・被害度合いを把握し、対応方針の決定を行うこととなります。

② 証拠保全

証拠の「廃棄」、「散逸」、「隠蔽」、「改ざん」を防止するため、本格化する調査に先立って、証拠の保全を行う必要があります。

今後さらに調査を進める場合に、本人や会社の証拠隠滅の疑いをかけられないようにしなければなりません。

③ 情報管理と責任者の選定

何を、どのタイミングで報告・連絡・相談・行動するかは極めて重要です。

不規則な情報漏えいは、適切な初動対応を喪失させ、漏えい、遅延とみなされるおそれがあります。

速やかに不祥事対応の責任者・統括者の決定を行い、情報・対応の集約化を図るようにしましょう。

Ⅲ むすび

いかがでしたでしょうか？

現代の企業活動は、複雑化し、利害関係者も少なくありません。ある種「不祥事は必ず発生する」という前提に立つ方が健全です。

不正対応を検討する中で、ともすれば、「悪いことをした本人を捕まえる、懲らしめる」といった点に力点が行きがちで、刑事面が中心になりすぎ、全体的な解決に支障をきたすようなケースも決して少なくありません。

ただ、企業における不正対応の原点は、**不祥事対応の目的に立ち返ること**です。

それは、一言で言えば、「**不祥事によって乱された企業秩序を修復しつつ、損失、信用棄損を最小化し、信頼回復を図ること**」といえます。

実際は、**民事、刑事、労務、その他など、各種の観点や利害関係者の調整が重要**と言えます。

当事務所では、取引先を含めた民事対応、人事労務対応、刑事対応、行政対応、取引先対応、マスメディア対応といった各種観点を俯瞰したアドバイスを心がけております。ぜひお早めにご相談くださいませ。